

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像

### (1) 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付は、就学前の教育・保育について、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小規模保育・未移行幼稚園等の施設を利用した場合に給付の対象となります。また、こどものための現金給付として、児童手当の支給があります。

#### 子ども・子育て支援給付

- こどものための教育・保育給付
  - ・幼稚園・保育所（園）・認定こども園
  - ・地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- こどものための現金給付
  - ・児童手当
- 子育てのための施設等利用給付
  - ・未移行幼稚園・認可外保育施設等

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域のこども、子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められていましたが、その後6事業が追加されており、この19事業は交付金の対象となります。

#### 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・子育て短期支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育て援助活動支援事業
- ・延長保育事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・一時預かり事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・養育支援訪問事業
- ・病児保育事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

#### <令和4年改正児童福祉法施行に伴い創設>

- ・子育て世帯訪問支援事業（ホームヘルプサービス）
- ・児童育成支援拠点事業（こども第3の居場所）
- ・親子関係形成支援事業

#### <令和7年改正子ども・子育て支援法等 施行に伴い創設>

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・産後ケア事業

※「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和7年度に制度化、令和8年度からは全自治体で実施されます。そのほかの事業は努力義務となっています。

1 計画の策定に  
当たって

2 こどもと家庭を  
取り巻く状況

3 計画の基本的な  
考え方

4 次世代育成  
支援行動計画

5 子ども・子育て  
支援事業計画

6 こどもの  
ひかり計画

7 子ども・  
若者計画

8 計画の推進体制  
と進捗管理

資料編

## 《教育・保育施設》

### 幼稚園（3～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくるための就学前教育を行う施設です。

#### <利用時間>

昼過ぎ頃までの教育時間（4時間程度）のほか、園によっては教育時間の前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施

### 保育所（園）（0～5歳）

保育を必要とするこどもに対し、保育（養護と教育）を行う施設です。

#### <利用時間>

原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育のほか、園によっては延長保育を実施

#### <利用できる保護者>

共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者

### 認定こども園（0～5歳）

幼稚園と保育所の機能や特長を併せもつ、教育と保育を一体的に行う施設です。

#### 0～2歳

#### <利用時間>

原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育のほか、園によっては延長保育を実施

#### <利用できる保護者>

共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者

#### 3～5歳

#### <利用時間>

昼過ぎ頃までの教育時間（4時間程度）を含め、保育が必要な幼児に対しては原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育や、園によっては延長保育を実施

#### <利用できる保護者>

制限なし

★保護者の就労状況にかかわらず、教育・保育を受けます。

★保護者の就労形態が変わっても、同じ施設を利用できます。

## 2 教育・保育提供区域の設定

### (1) 教育・保育提供区域の設定

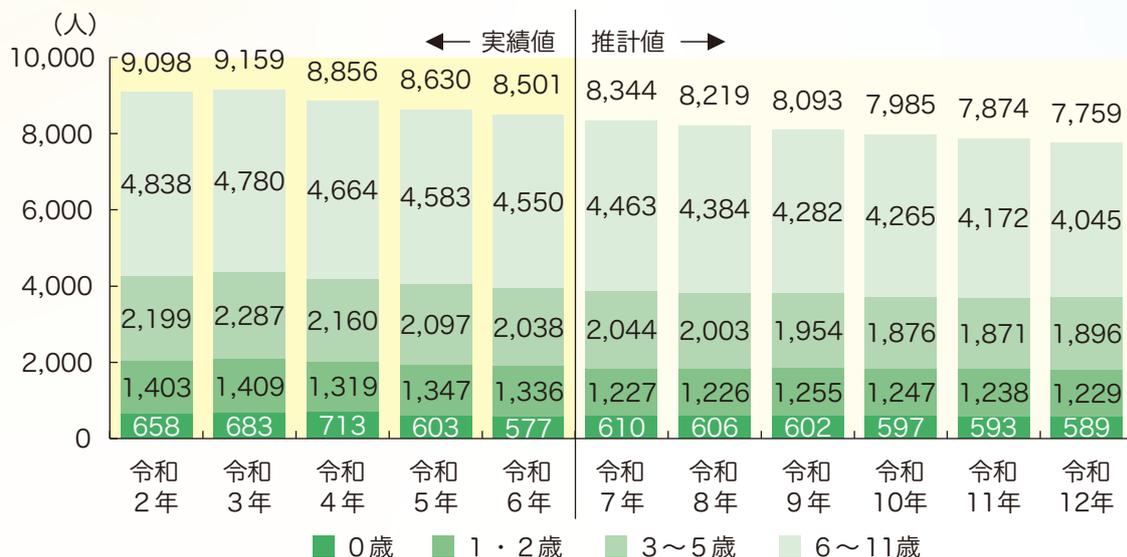
子ども・子育て支援法第61条第2項において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制などについては、教育・保育提供区域ごとに定める。」とされ、さらに基本指針において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。」とされています。

本計画においては、待機児童をはじめ様々な課題を検討する上で、ある程度大きなくくりで需給バランスを検討する観点から、第2期計画に引き続き、旧丸亀地区・綾歌地区・飯山地区・島しょ部の4つの教育・保育提供区域を設定します。また、島しょ部は、教育・保育施設の利用人数が極端に少ないことが見込まれるので、第2期計画に引き続き量の見込みと確保方策には含まないこととします。なお、地域子ども・子育て支援事業は、基本的に丸亀市全域で1つの区域とします。

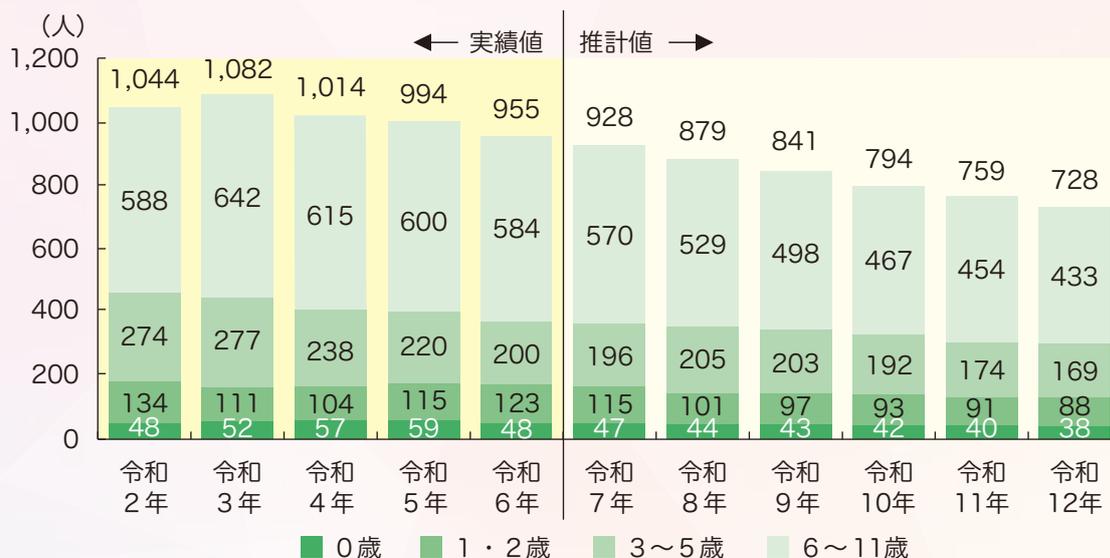
### (2) 教育・保育提供区域ごとの人口推計

コーホート変化率法により推計した区域別のこどもの人口推計は、以下のとおりとなっています。

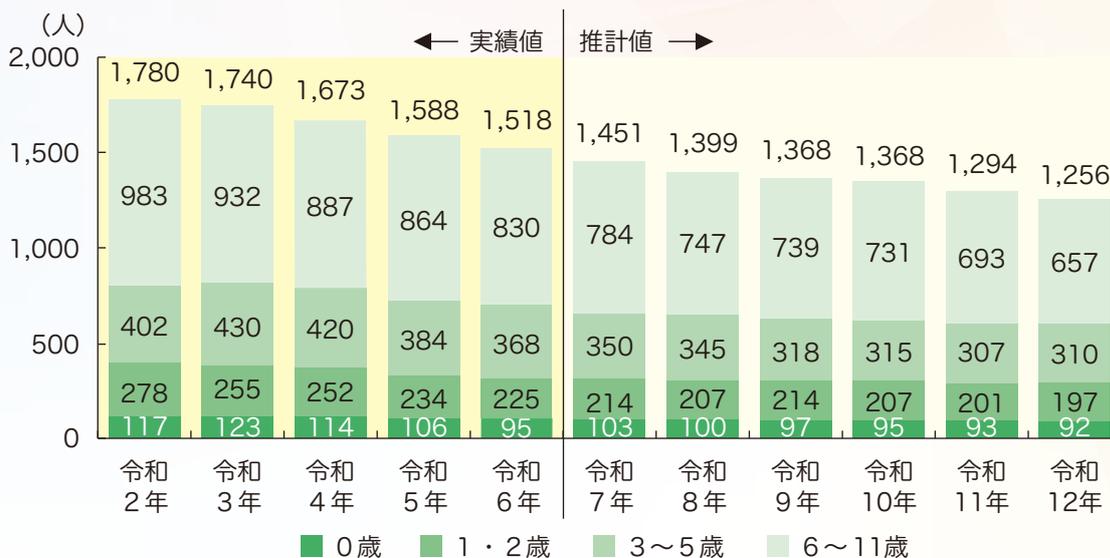
■ 中学校区別（区域別）こどもの人口の推移（旧丸亀地区）



■ 中学校区別（区域別）こどもの人口の推移（綾歌地区）



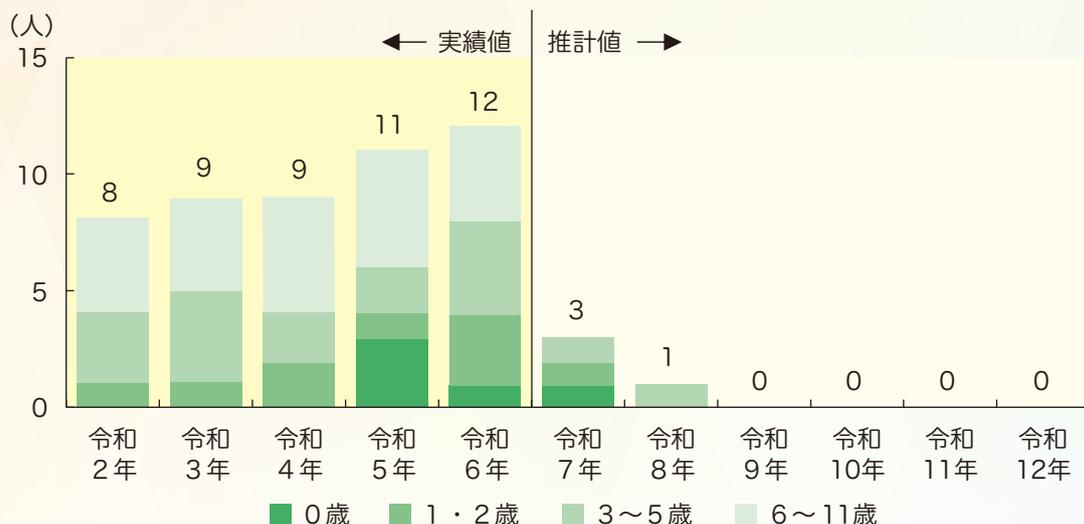
■ 中学校区別（区域別）こどもの人口の推移（飯山地区）



<参考>

離島については、男女別各歳別人口が極めて少なく、推計人口の算出においても誤差が大きいことに注意する必要がありますため、参考として示します。

### ■中学校区別（区域別）こどもの人口の推移（島しょ部）



## (3) 教育・保育提供区域の状況

本市の幼稚園・保育所（園）・認定こども園の配置をみると、旧丸亀地区に集中して立地しています。長期的な視点で人口推移や施設の老朽化なども総合的に勘案して、各施設の将来における適正なあり方や整備時期などを検討していく必要があります。また、綾歌地区、飯山地区においては、特別保育（乳児保育など）を実施する施設が限られており、希望する家庭にとって選択が難しい状況にあります。

### ■教育・保育提供区域別施設の充足状況

区域		旧丸亀地区	綾歌地区	飯山地区	島しょ部
幼稚園	施設数（か所）	5	0	0	1
	定員総数（人）	985	0	0	65
	3～5歳人口（人）	2,038	200	368	4
	3～5歳人口に対する割合（%）	48.3	0	0	—
保育所（園）	施設数（か所）	13	3	2	1
	定員総数（人）	1,640	270	300	30
	0～5歳人口（人）	3,951	371	688	8
	0～5歳人口に対する割合（%）	41.5	72.8	43.6	—
認定こども園	施設数（か所）	11	1	2	0
	定員総数（人）	1,606	160	410	0
	0～5歳人口（人）	3,951	371	688	8
	0～5歳人口に対する割合（%）	40.6	43.1	59.6	—

※幼稚園は令和6年5月1日現在、保育所（園）及び認定こども園は令和6年4月1日現在  
人口は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口

1 計画の策定に  
当たって

2 こどもと家庭を  
取り巻く状況

3 計画の基本的な  
考え方

4 次世代育成  
支援行動計画

5 子ども・子育て  
支援事業計画

6 こどもの  
ひかり計画

7 子ども・  
若者計画

8 計画の推進体制  
と進捗管理

資料編



### 3 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前に教育・保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、市が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は、以下の3つです。

##### 認定区分対象者

- 1号認定 満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども（保育の必要性がない子ども）
- 2号認定 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、教育・保育を希望する就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
- 3号認定 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する子ども（保育を必要とする子ども）

##### <保育の必要な事由>

就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合

#### (2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分

- 幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず、希望者は利用できることになっています。
- アンケート調査結果をみても、保護者が共働きでも幼稚園の希望があり、したがって2号認定（満3歳以上で保育を必要とする子ども）については、幼稚園の利用希望が強いものを分けて量を見込みます。
- 3号認定については、0歳児と1・2歳児で職員配置基準や子ども1人当たりの面積要件などが異なり、1歳児と2歳児についてもより正確なニーズ把握のため、それぞれ分けて量を見込みます。

### (3) 量の見込みと確保方策（島しょ部を除く）

量の見込みと確保の内容については、施設の利用実績等に基づいて算出しています。量の見込みは地域の実情も踏まえて、確保の内容は配置基準を満たす保育士の確保を前提に、施設の利用定員ベースで算出しています。

こどもの人口が減り続ける中、確保の内容は量の見込みを上回っており、引き続き施設の適正維持に努めます。

#### ①全体

##### ○1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

	令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)	733 (733)	617 (617)	606	597	576	552	543
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	730	615	600	420	420	420
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	785	775	750	788	788	788
	確認を受けない幼稚園	240	240	240	240	240	240
	計	1,755	1,630	1,590	1,448	1,448	1,448
②－①過不足	1,022	1,013	984	851	872	896	905

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

##### ○2号認定（3～5歳／保育所（園）・認定こども園を利用）

(単位：人)

	令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)	1,913 (1,913)	1,889 (1,886)	1,878	1,847	1,783	1,712	1,685
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	1,338	1,214	1,153	1,087	1,087	1,087
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	872	964	924	990	990	990
	計	2,210	2,178	2,077	2,077	2,077	2,077
②－①過不足	297	289	199	230	294	365	392

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○3号認定（0～2歳／保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業を利用）

<0歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		463 (294)	137 (133)	317	314	314	311	307
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	218	212	206	209	209	209	209
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	121	127	107	113	113	113	113
	地域型保育事業	12	12	18	18	18	18	18
	計	351	351	331	340	340	340	340
②-①過不足		▲112	214	14	26	26	29	33

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

<1歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		630 (597)	548 (528)	511	503	512	505	500
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	412	382	365	349	349	349	349
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	209	233	213	233	233	233	233
	地域型保育事業	12	12	18	18	18	18	18
	計	633	627	596	600	600	600	600
②-①過不足		3	79	85	97	88	95	100

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

<2歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		605 (595)	659 (645)	610	600	611	602	597
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	432	402	386	360	360	360	360
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	233	267	252	272	272	272	272
	地域型保育事業	14	14	21	21	21	21	21
	計	679	683	659	653	653	653	653
②-①過不足		74	24	49	53	42	51	56

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

1 計画の策定に  
当たって

2 こどもと家庭を  
取り巻く状況

3 計画の基本的な  
考え方

4 次世代育成  
支援行動計画

5 子ども・子育て  
支援事業計画

6 こどもの  
ひかり計画

7 子ども・  
若者計画

8 計画の推進体制  
と進捗管理

資料編

②旧丸亀地区

○1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		636 (636)	538 (538)	527	519	501	481	473
② 確保 の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	730	615	600	420	420	420	420
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	478	468	443	481	481	481	481
	確認を受けない幼稚 園	240	240	240	240	240	240	240
	計	1,448	1,323	1,283	1,141	1,141	1,141	1,141
②-①過不足		812	785	756	622	640	660	668

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○2号認定（3～5歳／保育所（園）・認定こども園を利用）

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		1,461 (1,461)	1,452 (1,450)	1,444	1,420	1,371	1,316	1,296
② 確保 の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	994	870	809	744	744	744	744
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	681	773	733	799	799	799	799
	計	1,675	1,643	1,542	1,543	1,543	1,543	1,543
②-①過不足		214	191	98	123	172	227	247

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○3号認定（0～2歳／保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業を利用）

<0歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		375 (238)	120 (117)	260	257	254	251	248
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	194	188	182	176	176	176	176
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	97	103	83	89	89	89	89
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6	6
	計	297	297	271	271	271	271	271
②-①過不足		▲78	177	11	14	17	20	23

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

<1歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		517 (485)	430 (411)	401	394	402	396	392
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	317	287	270	254	254	254	254
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	185	209	189	209	209	209	209
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6	6
	計	508	502	465	469	469	469	469
②-①過不足		▲9	72	64	75	67	73	77

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

<2歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		480 (472)	536 (525)	496	488	497	490	485
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	325	295	279	256	256	256	256
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	209	243	228	248	248	248	248
	地域型保育事業	7	7	7	7	7	7	7
	計	541	545	514	511	511	511	511
②-①過不足		61	9	18	23	14	21	26

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

1 計画の策定に  
当たって

2 こどもと家庭を  
取り巻く状況

3 計画の基本的な  
考え方

4 次世代育成  
支援行動計画

5 子ども・子育て  
支援事業計画

6 こどもの  
ひかり計画

7 子ども・  
若者計画

8 計画の推進体制  
と進捗管理

資料編

③綾歌地区

○1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		19 (19)	18 (18)	18	18	17	16	16
② 確保 の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	105	105	105	105	105	105	105
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	計	105	105	105	105	105	105	105
②-①過不足		86	87	87	87	88	89	89

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

○2号認定（3～5歳／保育所（園）・認定こども園を利用）

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		176 (176)	162 (162)	161	158	153	147	144
② 確保 の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	157	157	157	156	156	156	156
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	55	55	55	55	55	55	55
	計	212	212	212	211	211	211	211
②-①過不足		36	50	51	53	58	64	67

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

○3号認定（0～2歳／保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業を利用）

<0歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		22 (12)	0 (0)	10	10	14	14	14
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	12	12	12	21	21	21	21
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	12	12	12	21	21	21	21
②-①過不足		▲10	12	2	11	7	7	7

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

<1歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		34 (34)	33 (33)	30	30	30	30	30
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	45	45	45	45	45	45	45
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	45	45	45	45	45	45	45
②-①過不足		11	12	15	15	15	15	15

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

<2歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		45 (45)	41 (41)	38	37	38	37	37
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	56	56	56	53	53	53	53
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	56	56	56	53	53	53	53
②-①過不足		11	15	18	16	15	16	16

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

1 計画の策定に  
当たって

2 こどもと家庭を  
取り巻く状況

3 計画の基本的な  
考え方

4 次世代育成  
支援行動計画

5 子ども・子育て  
支援事業計画

6 こどもの  
ひかり計画

7 子ども・  
若者計画

8 計画の推進体制  
と進捗管理

資料編

④飯山地区

○1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		78 (78)	61 (61)	61	60	58	55	54
② 確保 の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	202	202	202	202	202	202	202
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	計	202	202	202	202	202	202	202
②-①過不足		124	141	141	142	144	147	148

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

○2号認定（3～5歳／保育所（園）・認定こども園を利用）

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		276 (276)	275 (274)	273	269	259	249	245
② 確保 の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	187	187	187	187	187	187	187
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	136	136	136	136	136	136	136
	計	323	323	323	323	323	323	323
②-①過不足		47	48	50	54	64	74	78

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

○3号認定（0～2歳／保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業を利用）

<0歳>

(単位：人)

	令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)	66 (44)	17 (16)	47	47	46	46	45
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	12	12	12	12	12	12
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	24	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	6	6	12	12	12	12
	計	42	42	48	48	48	48
②-①過不足	▲24	25	1	1	2	2	3

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

<1歳>

(単位：人)

	令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)	79 (78)	85 (84)	80	79	80	79	78
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	50	50	50	50	50	50
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	24	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	6	6	12	12	12	12
	計	80	80	86	86	86	86
②-①過不足	1	▲5	6	7	6	7	8

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

<2歳>

(単位：人)

	令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)	80 (78)	82 (79)	76	75	76	75	75
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	51	51	51	51	51	51
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	24	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	7	7	14	14	14	14
	計	82	82	89	89	89	89
②-①過不足	2	0	13	14	13	14	14

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、( )内は利用人数等の実績

## (4) 施設管理計画

### ①これまでの経緯

- 第1期計画においては、「既に改築などが進められている施設を除き、基本的にはこの5年間は新設などの施設整備は行わず、既存施設をできる限り有効活用していくこと」「老朽化などにより施設の改築が必要な場合は、施設の規模や認定こども園への移行、統廃合などの検討を踏まえ、整備すること」としました。
- 第2期計画においては、「これらの施設以外にも、園児の減少や老朽化等により、今後のあり方の検討が必要な就学前教育・保育施設が存在すると考えられることから、施設の状況や地域における施設の役割などを総合的に勘案し、地域のご理解をいただきながら、施設の適正配置について検討を続ける」としました。

### ②今後5年間の基本的な考え方

#### ○青ノ山保育所と城東幼稚園について

- 青ノ山保育所は老朽化しており、さらに県の土砂災害警戒区域に指定されているため、建て替える場合は新たな土地で建設しなければなりません。
- 一方、城東幼稚園は園児の減少や設備等の老朽化、台風などによる水害を受けやすいなどの課題があります。
- このような状況からそれぞれの課題を解消するために、城東幼稚園の近隣で水害を受けない土地に青ノ山保育所と城東幼稚園を移転し、相互を統合して令和8年度に城東こども園（仮称）として開園する予定で整備を進めています。

#### ○栗熊保育所について

- 綾歌地区に延長保育や乳児保育が実施されていないことを踏まえ、栗熊保育所の老朽化に伴い、民間活力を取り入れた民営化を進め令和8年度からの開所に向け整備を進めています。

青ノ山保育所・城東幼稚園	→	新しい「城東こども園（仮称）」として統合 （令和8年度を予定）
栗熊保育所（公）	→	栗熊保育所（民）開所 （令和8年度を予定）

#### ○その他

- 市全体において、年度途中から待機児童が発生しています。
- 飯山こども園及びあやうたこども園は、0～2歳児の受入れが可能となるよう、調理室の増設と一部トイレの低年齢児用への改修を行います。
- 飯山地区は、低年齢児の保育ニーズが高いものの、老朽化した保育施設の単体での立て直しは困難であることから、将来的には近隣の保育施設との統廃合を検討する必要があります。
- 綾歌地区においてもこどもの人数が減少する中、老朽化した保育施設が存在していることから、将来的には近隣の保育施設との統廃合を検討する必要があります。
- 具体的な統廃合等の計画は、当初計画策定後、園児数の推移を見ながら関係団体との協議等を経て、令和9年度に行う中間見直しの中で決定します。

- 公立保育所・幼稚園等の教育・保育環境の向上のための施設整備（空調設備の設置等）を行います。
- 私立保育所等の環境改善のため、施設・設備の整備を支援します。

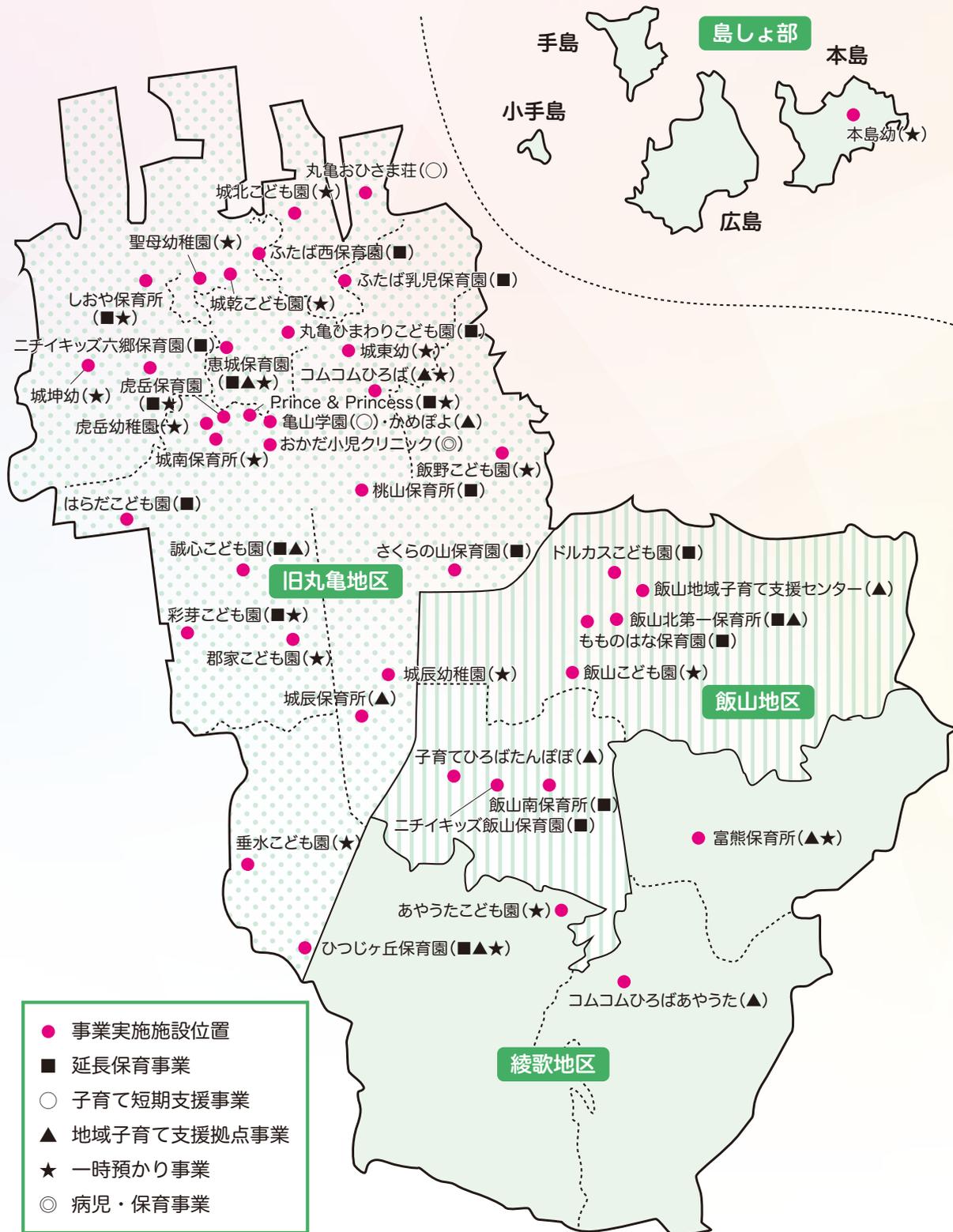
## (5) 外国にルーツを持つ子どもへの支援・配慮

- 本市においても国際化の進展により、外国籍の子どもや幼少期を外国で過ごした子どもなど、特別な支援・配慮を必要とする「外国にルーツを持つ子ども」が増加傾向にあり、特に城乾校区においては外国にルーツを持つ子どもが大きく増加しており、就学前教育・保育施設と城乾小学校の切れ目のない連携体制を構築する必要があります。
- 今後は、就園に必要な手続・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。
- また、小中学校における日本語適応支援教室として城乾小学校で実施している日常の日本語を指導する「にほんご教室」や城乾小学校ほか市内の小中学校で実施している学習言語の習得などをめざす「こくさい教室」の取組を今後も継続していきます。
- その他、民間における外国人支援の様々な取組と連携し、必要に応じた支援を実施します。



## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■事業実施施設（青い鳥教室を除く）



量の見込みについては、アンケート調査結果や実績値から量を見込みました。

## (1) 利用者支援事業

### 【事業概要】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、令和5年度末現在3か所で実施しています。

国が定める事業分類は、基本型（身近な場所における相談支援）と特定型（保育サービスに関する相談支援）、こども家庭センター型（妊娠期から子育て期までの包括的支援）があります。

### 【確保方策】

量の見込みに見合う必要量の確保に努めていきます。

こども家庭センターとして、こどもの誕生前から子育て世帯に対し切れ目のない相談支援等を行います。また、身近な場所で行える子育て支援事業への情報提供・相談等を地域子育て支援拠点や児童館などでも行い、関係機関との円滑な情報共有と支援体制の向上を図ります。

(単位：人回、か所)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
こども家庭 センター型※	①量の見込み (必要量)		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	②確保量		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	実施施設数	1	1	1	1	1	1
	②-①過不足		0	0	0	0	0
基本型	①量の見込み (必要量)	1,856	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950
	②確保量	1,856	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950
	実施施設数	2	13	14	14	14	14
	②-①過不足	0	0	0	0	0	0

※令和6年度までは「母子保健型」、令和7年度から「こども家庭センター型」です。

※令和5年度は実績（以降の令和5年度も同様）

## (2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

### 【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

ショートステイは、保護者の病気・出産・看護・事故・出張・育児疲れなどで、一時的に子育てが困難な家庭の児童を施設で預かる事業で、7日間を限度に利用が可能（宿泊を伴う）です。

トワイライトステイは、仕事などで恒常的に帰宅が遅い家庭の児童を預かり、食事や生活指導などの援助を行う事業で、2か月を限度に利用が可能です。

### 【確保方策】

利用者の希望に沿うよう利用調整を行い、受入先の確保に努めます。

(単位：人日、か所)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ショートステイ	①量の見込み(必要量)	113	150	150	150	150	150
	②確保量	113	150	150	150	150	150
トワイライトステイ	①量の見込み(必要量)	42	60	60	60	60	60
	②確保量	42	60	60	60	60	60
確保の内容(実施施設数)		3	4	4	4	4	4
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

## (3) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

地域の身近な施設に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、令和5年度末現在子育て支援課で5か所、幼保運営課で7か所実施しています。

### 【確保方策】

相談や情報提供などを通じて利用者が安心して子育てできるよう、また、相互交流により人と人とのつながりを構築できるよう継続的に支援を行います。

(単位：人回、か所)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(必要量)		44,658	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
②確保量		44,658	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
確保の内容(実施施設数)		12	12	12	12	12	12
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

## (4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

### 【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）とが、会員相互間で育児の援助を行う事業で、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に委託して実施しています。

### 【確保方策】

利用者数は、コロナ禍において一時的に減少していましたが、現在はコロナ禍前の人数まで戻ってきています。

利用を必要とする世帯は常に一定数以上あり、必要な量の確保に向けて周知・啓発に努めながら、会員数と利用件数増に向けた取組を進めていきます。

(単位：件、人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	活動件数	1,541	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	まかせて会員	209	230	230	230	230	230
	おねがい会員	718	800	800	800	800	800
	両方会員	49	50	50	50	50	50
②確保量	活動件数	1,541	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	まかせて会員	209	230	230	230	230	230
	おねがい会員	718	800	800	800	800	800
	両方会員	49	50	50	50	50	50
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

## (5) 延長保育事業

### 【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等で保育を実施する事業で、令和5年度末現在、公立保育所2か所、私立保育所（園）・認定こども園13か所、小規模保育施設2か所の計17か所で延長保育を実施しています。

### 【確保方策】

保護者の就労形態や残業など、やむを得ない事情がある場合、保育認定を受けたこども（入所児童）を安心して延長保育できるよう、実施施設の維持・確保に努めます。

(単位：人、か所)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	利用実人数	654	640	640	640	640	640
	延べ利用人数	10,461	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300
②確保量	利用実人数	654	640	640	640	640	640
	延べ利用人数	10,461	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300
確保の内容 (実施施設数)		17	19	19	19	19	19
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

## (6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行っています。

### 【確保方策】

現状では、提供体制は確保できています。出産後速やかに訪問し、乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言指導を行い保護者の育児不安の軽減に努めます。特に支援が必要と認められる家庭の早期発見に努め、養育支援訪問事業等につなげていきます。

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)		722	760	749	741	733	725
②確保量		722	760	749	741	733	725
確保の内容 (実施体制)		香川県助産師会に委託又は丸亀市健康課の保健師等が訪問					
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

## (7) 一時預かり事業

### 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園型では、令和5年度末現在、私立幼稚園2か所、私立認定こども園1か所、公立幼稚園等7か所で在園する1号認定児を対象とした一時預かりを実施しています。また、幼稚園型以外では、令和5年度末現在、私立幼稚園1か所、公立保育所2か所、私立保育園3か所、公立認定こども園1か所、NPO法人1か所の計8か所で実施しています。

### ①幼稚園型

#### 【確保方策】

引き続き、全ての私立幼稚園での実施を支援し、公立認定こども園でも全ての施設で実施します。

#### <幼稚園型>

(単位：人日、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	35,610	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500
②確保量	35,610	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500
確保の内容（実施施設数）	3	4	4	4	4	4
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

#### <公立幼稚園等が実施している一時預かり>

(単位：人日、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	4,433	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
②確保量	4,433	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
確保の内容（実施施設数）	7	10	10	10	10	10
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

## ②幼稚園型以外

### 【確保方策】

一時預かりを希望する家庭は依然として多く、中でも希望施設に入所できないこども（待機児童）のニーズが高いことなどから、引き続き必要な量の確保に努めます。

(単位：人日、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	6,160	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
②確保量	6,160	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保の内容（実施施設数）	8	8	8	8	8	8
②－①過不足	0	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

## (8) 妊婦健康診査事業

### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【確保方策】

現状では、提供体制は確保できています。母子健康手帳交付時に受診票を渡し、保健師・助産師による妊婦本人への保健指導や情報提供を実施し、利用を促進します。

(単位：人回)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	8,752	8,752	8,622	8,514	8,423	8,308
②確保量	8,752	8,752	8,622	8,514	8,423	8,308
確保の内容（実施体制）	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 県外医療機関受診の場合は償還払い対応					
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

## (9) 放課後児童健全育成事業（青い鳥教室）

### 【事業概要】

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後にこどもだけで過ごす小学生に対し、授業の終了後や長期休業中に小学校の空き教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業で、令和5年度末現在33か所で実施しています。

### 【確保方策】

利用児童数は年々増加傾向にありますが、社会状況の変化や総人口の変動により、地域ごとの利用児童数に大きな差が出ています。児童数が減少している地域では教室の廃止や統合を進め、児童数が増加している地域では教室の拡張や新設を行い、効率的に支援員を配置できるよう受入れ環境の改善を進めます。また、長期休業日等で一時的に定員数を超える教室については、学校の空き教室等を利用して対応します。

(単位：人、か所)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	低学年	1,140	1,227	1,205	1,196	1,218	1,216
	高学年	316	408	409	408	406	408
	計	1,456	1,635	1,614	1,604	1,624	1,624
②確保量		1,698	1,721	1,721	1,721	1,737	1,772
確保の内容（実施教室数）		33	32	32	32	32	32
②－①過不足		242	86	107	117	113	148



## (10) 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組も支援しています。

### 【確保方策】

現状では、提供体制が確保できています。乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、関係機関等と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、必要な支援につなげていきます。また、乳幼児虐待の予防・早期発見・早期対応のためには、教育・保育施設や香川県西部子ども相談センター（児童相談所）、医療機関等との緊密な連携が不可欠になることから、引き続き連携強化を図るとともに、丸亀市要保護児童対策地域協議会の中で個々のケースについて具体的な対応方法を検討します。

(単位：件)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	訪問実家庭数	39	39	38	38	38	37
	訪問延べ件数	166	166	164	161	160	158
②確保量	訪問実家庭数	39	39	38	38	38	37
	訪問延べ件数	166	166	164	161	160	158
確保の内容（実施施設数）		香川県助産師会に委託又は丸亀市健康課保健師が訪問					
②-①過不足		0	0	0	0	0	0



## (11) 病児保育事業

### 【事業概要】

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業で、令和5年度末現在1か所で実施しています。

### 【確保方策】

利用者数は、コロナ禍において一時的に減少していましたが、現在はコロナ禍前の人数まで戻ってきています。

令和5年度に実施した計画策定のためのニーズ調査では、丸亀市南部での施設設置を希望する声もあり、引き続き施設形態や運営についての検討を行います。

(単位：人日、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	1,509	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②確保量	1,509	1,600	1,600	1,700	1,700	1,700
確保の内容（実施施設数）	1	1	1	2	2	2
②－①過不足	0	0	0	100	100	100

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

生活保護世帯など、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における年収約360万円未満の世帯や第3子以降のこどもの給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成しています。

### 【確保方策】

引き続き、財源を確保し、所得の低い世帯等に対して支援を行います。

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	9	7	7	7	7	7
②確保量	9	7	7	7	7	7
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

#### 【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

#### 【確保方策】

第2期計画までと同様に量の見込みは算出せず、事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施します。

### (14) 子育て世帯訪問支援事業（ホームヘルプサービス）

#### 【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

#### 【確保方策】

利用者のニーズに対し、即対応できるように努めます。

(単位：件)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	訪問実家庭数	5	7	7	7	7	7
	訪問延べ件数	34	40	39	39	38	38
②確保量	訪問実家庭数	5	7	7	7	7	7
	訪問延べ件数	34	40	39	39	38	38
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

## (15) 児童育成支援拠点事業（こども第3の居場所）

### 【事業概要】

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、家でも学校でもない、こども第3の居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 【確保方策】

現状では、提供体制はできています。居場所が必要な児童が拠点につながるよう、関係機関と連携して支援します。

(単位：人日、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	3,202	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
②確保量	3,202	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保の内容（実施施設数）	2	2	2	2	2	2
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

## (16) 妊婦等包括相談支援事業

### 【事業概要】

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

### 【確保方策】

妊産婦や乳幼児の保健指導、健康診査、家庭訪問や各種相談などの機会を通じて面談を行い、妊娠期からの切れ目のない支援に努めます。また、必要に応じて医療機関や関係機関との連携を図ります。

(単位：人回)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	1,598	1,687	1,662	1,645	1,627	1,610
②確保量	1,598	1,687	1,662	1,645	1,627	1,610
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

## (17) 産後ケア事業

### 【事業概要】

産後ケアを必要とする退院直後から1歳までの母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

実施方法として、宿泊による育児支援や産後の体調管理等を行う「宿泊型」、日中、来所した利用者に対して行う「デイサービス型」、実施担当者が利用者の自宅に赴き行う「アウトリーチ型」があります。

### 【確保方策】

支援を必要とする保護者が積極的に利用することができるよう周知啓発を行います。また、量の見込みに見合う実施施設の確保に努めます。

(単位：件、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	94	200	200	200	200	200
②確保量	94	200	200	200	200	200
確保の内容（実施施設数）	4	16	16	16	16	16
②-①過不足	0	0	0	0	0	0



## 5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

### (1) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

#### ① 「丸亀げんきっ子夢プラン」の活用

幼稚園・保育所（園）・認定こども園において、人格形成の基礎を育む就学前教育・保育の重要性を踏まえ、どの施設であっても統一した考えのもと、それぞれの特性を生かしながら教育・保育が展開されることが大切です。

そのため、本市においては平成26年3月に『丸亀げんきっ子夢プラン』を策定しました（令和4年3月改訂）。本プランは、教育内容や子育て支援の充実を図り、また幼稚園・保育所（園）・認定こども園だけでなく、家庭や地域社会等のこどもを取り巻くまち全体でこどもの健やかな育ちを支えることを目指しています。

引き続き、本プランのもと、教育・保育に直接携わる、幼稚園教諭、保育士、保育教諭が共通理念を持ち、幼児の「生きる力の基礎」を育みます。

#### ② 研修のあり方

幼稚園・保育所（園）・認定こども園は、就学前の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うとともに、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭による合同研修などを推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めるなど、研修に参加しやすい職場環境の改善を行いながら教育・保育従事者の資質の向上を図ります。

#### ③ 配慮を必要とするこども等への対応

全てのこどもの健やかな育ち、こどもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのあるこどもや特別な配慮を要するこどもの居場所を確保するとともに、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化し、全ての教育・保育従事者が等しく対応できるよう、資質の向上に努めます。

#### ④ その他

公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する人の、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等についての助言等を継続します。

## (2) 認定こども園についての基本的な考え方

今後は、保護者の就労状況などにかかわらず、個々のニーズに応じた多様な保育環境を整備し、保護者の主体的な選択に応えていく必要があります。また、新たな施設の整備に際しては地域や事業者の理解を得ることや保育士等の労働環境に配慮していくことも求められます。

- 認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられており、公立の幼稚園・保育所が老朽化した場合等は、利用者の視点も考慮しながら認定こども園も含めて最適な施設のあり方について検討を行います。
- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行する場合、まずは3歳児から5歳児までの受入れについて検討します。なお、0歳児から2歳児までの受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、改築規模などを考慮し検討します。
- 私立の既存施設からの移行を打診された場合は、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、国の制度や支援などに関する情報を積極的に提供するなど、本市として全面的に協力して最適な施設配置を進めます。

## (3) 教育・保育施設と地域型保育事業の相互の連携・接続

幼稚園・保育所・認定こども園は、こども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育施設などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の向上を図る必要があります。

そこで、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携・接続が図られるよう努めます。

## (4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

幼稚園・保育所・認定こども園は、小学校以降の教育や生活の基礎となることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した教育・保育を行う必要があります。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる「小1の壁」について、就学前児童の不安や緊張を和らげ、小学校生活にスムーズに適応できるように幼稚園や保育所等で5歳児を対象に実施する「アプローチカリキュラム」と、小学校で新入生を対象に実施する「スタートカリキュラム」に基づき、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校が連携した取組を行います。そして、公立私立の幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員の意見交換、合同研修などの機会を設け、小学校への円滑な接続に取り組めます。

## (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）が始まっています。本市では、対象となる幼児教育・保育施設及び利用者に対し十分な周知を行うなどして、施設等利用給付を円滑に実施していきます。

また、本市は独自で、幼児教育・保育の無償化に加え、3～5歳児の給食費を無料化しており、引き続き保護者の経済的負担の軽減に取り組めます。

## 6 保育人材の確保及び定着支援

### (1) 本市の現状

本市においては、年度途中から待機児童が発生しており、保育の量を確保する上で大きな課題となっています。

待機児童の解消に向け、施設の充実を進めることも大切ですが、本市は施設の利用定員を満たすだけの保育士を確保できておらず、これが待機児童発生の大いなる要因となっています。

このため、引き続き保育人材確保のための施策を着実に進めていくことが強く求められています。

### (2) 本市の取組

#### ①保育士就職準備金貸付制度

- 指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務するものに、就職に必要な経費として30万円を貸し付ける制度です。
- 継続して3年以上勤務したときは、貸付金の返還が免除されます。
- 本事業は平成30年度に運用を開始しており、令和2年度以降、潜在保育士を対象に加え、今後も引き続き実施していきます。

#### ②保育士修学資金貸付制度

- 指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務する意思のあるものに、修学に必要な経費として月額3万円のほか、入学金20万円を貸し付ける制度です。
- 継続して3年以上勤務したときは、貸付金の返還が免除されます。
- 本事業は令和元年度に運用を開始しており、今後も引き続き実施していきます。

#### ③私立園に対する人件費補助

- 保育士1人当たり月額3千円の人件費補助を実施し、私立園の保育士に対する処遇改善を図り、保育士確保につなげています。本事業は平成30年度以降取り組んでおり、今後も引き続き実施していきます。
- 補助員（保育支援者）を配置する私立保育園等に対し、国の保育体制強化事業を活用して当該補助員に係る人件費の一部を補助します。

#### ④公立保育施設における保育士の定着支援のための取組

- 保育所長経験者の再任用職員が保育指導員として各施設を巡回し、保育や事務に関するアドバイスを行うなど、新規採用保育士・若年保育士のサポートに当たっています。
- 保育士の事務負担を軽減するため、平成30年度より事務補助員の配置を行っており、令和6年9月現在、1園当たり1人が配置されています。また、関係職員の話合いで事務書類の軽減や行事の見直しなどを行っています。
- 令和元年度から新人保育士へのカウンセラーによる面談を実施するなど、保育士の悩み等に対応しています。
- 担任保育士の雑務を軽減するため、継続して保育士補助員を配置します。

#### ⑤保育現場における ICT 化の推進

- 保育現場における事務負担の軽減のため、キャッシュレス決済の導入など ICT 化により一層の推進を図り、保育士が働きやすい環境を整備します。

#### ⑥その他の取組

- 研修事業の実施により保育士の資質向上を図り、人材育成を通じて定着支援に努めています。
- 上記以外にも、保育士確保及び定着支援に向けた取組は、随時、必要に応じて実施します。また、幼稚園教諭や保育教諭についても引き続き、保育士に準じた様々な取組を実施します。